

## 立命館大学大学院文学研究科

## 修士論文要旨

## 異なる文化的状況に属する

## 青年期日本人女子学生の化粧行動

——日本とアメリカでのインタビュー調査の質的分析——

心理学専攻 木戸彩恵

現代の日本社会の中では、一般的には、化粧は成人女性の身だしなみと考えられており、現在の日本人成人女性の多くが（化粧の濃さや施し方の程度に差はあるものの）化粧をしている。これまで、日本において多くの化粧研究がなされてきたが、その多くが化粧をする女性を対象とした量的研究であり、化粧をしない人や化粧行動が始まるプロセスについての研究は殆どなされてこなかった。そのため、本研究では、人生における文脈の中で女性が化粧をするという行動を選択するという決定に至るまでの軌跡とその変容の過程（もしくはしない）過程を複雑経路・等至性モデル（= Trajectory and Equifinality Model: TEM）を用いて検討することを、目的とし、半構造化面接法を用いたインタビュー調査を行った。

初めに、調査1として、社会・文化的な影響が、いかに化粧行為に関わるかについて検討するために、事前に登録の許可を得た上で、日本の大学に通う青

年期女子学生5名にインタビュー調査を行った。作成したTEMには、2つの必須通過点が存在した。それぞれ（1）受身的化粧と（2）自発的化粧であった。

次に調査2として、日本人であり、現在は米国の大学に通う青年期女子学生5名にインタビュー調査を行い、TEMを作成した。TEMには、3つの必須通過点が存在した。それぞれ、（1）受身的化粧、（2）自発的化粧、（3）価値観・意味の問い直しであった。日本での調査対象者は全員が、化粧とは、しなければならぬものであると考えられていたが、米国の調査対象者にとっては選択可能な行為であると考えられていた。したがって、日本においては化粧をするように、個人の選択を方向付ける社会的力がはたらいっていたといえる。加えて、化粧行為は、一旦獲得されると、環境の変化などによる影響を受けつても、個人の中で持続的に行われる習慣性をもつ行為となる、ということが明らかになった。

更に、本研究では、TEMにおける新しい理論的試みとして、次の2つの試みを行った。一つは、Valsiner(2001)による、社会的方向付けという概念を組み込む試みであり、もう一つはTEMによって可視化したモデルから、ある地点を焦点化する試みである。

# 関連刺激による視覚的注意捕捉力の比較

—— ポジティブ刺激・ネガティブ刺激を用いて ——

心理学専攻 谷口雅哉

## 本研究の背景と目的

過去の研究では、ネガティブな感情と関連する刺激（クモやヘビや怒り顔など）は人に危害を及ぼす恐れがあるので、人はその危機を素早く察知するために視覚的注意を捕捉する（注目される）という結果が得られている（Mogg & Bradley, 1999など）。そこで、本研究では5種の実験を行うことによって過去の研究結果を再検証するとともに、自身にとってネガティブ（嫌悪的）な対象だけでなく、ポジティブ（好意的）な対象もニュートラルな対象に比べて、視覚的注意を優位に捕捉するのではないかとということを検証する。

## 事前アンケート

ポジティブ刺激（以下Po）、ネガティブ刺激（以下Ne）、ニュートラル刺激（以下Nl）の各刺激特性を定義するために、事前のアンケートを182名に実施した。その中で、「かなり好き」と回答した生物をPo刺激、「かなり嫌い」と回答した生物をNe刺激、回答されていない生物をNl刺激として設定した。その結果、イヌをPo、ゴキブリをNe、シカとヒツジをNlとして決定し、その定義に当てはまった被調査者を被験者として実験に参加してもらった。

## 実験I—Vの概要

イヌ・ゴキブリ・シカ・ヒツジの計4体の生物刺激を用いて視覚探索課題を実施した。視覚探索課題とは、実験者が指定したターゲット刺激（目標刺激）なるものを、ディスプレイストラクタ刺激（妨害刺激）の中から被験者が探索し、反応

するという課題である。本研究で被験者がすべきことは、9マトリックス（縦3×横3）されたパソコン画面に配置・呈示された生物8体（中央マトリックスは未呈示）の中からターゲット生物刺激の位置を判別し、その位置をテンキーに沿って押して反応することである（実験IIで用いた検出課題に関しては、中央のマトリックスに呈示された生物のみに反応した）。

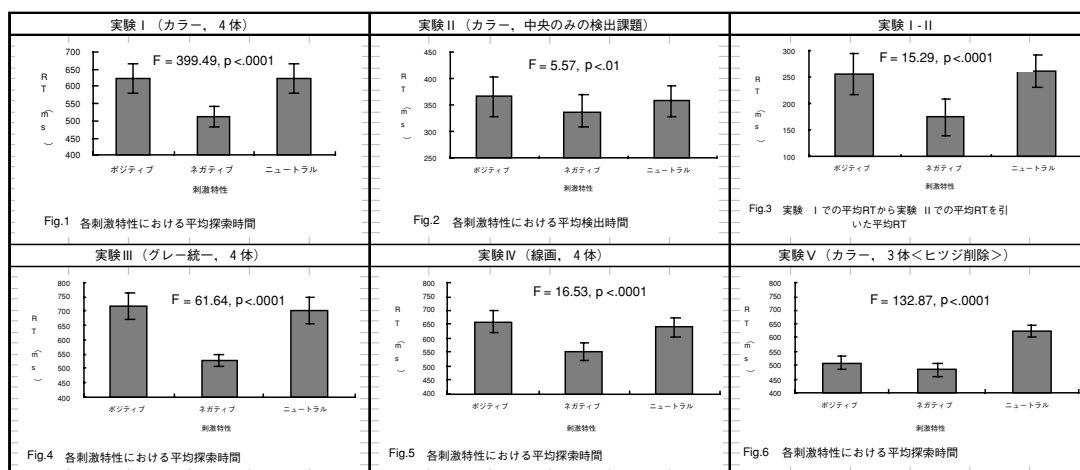
実験Iは通常の視覚探索課題（被験者22名）であり、実験IIは探索課題を想定した単純検出課題（被験者22名）、実験III（被験者14名）・IV（被験者14名）はそれぞれ刺激を「グレー」と「線画」にして、実験V（被験者17名）ではニュートラル刺激を「シカ」のみにして実験を行った。

## 結果（実験I—V）

実験I—Vにおける結果を以下のFig.1—6に示した。結果の通り、Ne刺激は実験I—Vを通して一貫してPo刺激やNl刺激よりも視覚的注意を優位に捕捉した。また、Po刺激は実験VにおいてのみNl刺激よりも優位に視覚的注意を捕捉した（Fig.6）。

## 考察

Ne刺激であるゴキブリはいかなる要因を考慮しても強力に視覚的注意を捕捉した。特に実験IIIで色をグレーにして、実験IVで線画にして実験を行った結果をみても、ゴキブリが他の生物よりも優位に視覚的注意を捕捉したことから、色や明度の要因ではなく被験者自身にとってネガティブな存在であったので注意を捕捉したといえる。一方、Po刺激であるイヌに関しては実験VにおいてNl刺激の設定値を変更した場合にNl刺激よりも注意を捕捉したことから、Ne刺激であるゴキブリほど強い捕捉力をもっていないことは明らかである。しかしながら、過去の研究においてポジティブ刺激を設けて実験を行った例はなく、ポジティブな感情と関連付けてその視覚的注意捕捉力を検証したという点においては新たな試みであったといえる。



## 顔面表情の表出と認知に関する研究

——意図的表情と自発的表情を用いて——

心理学専攻 二塚 亜実

従来の表情認知研究 (Lizard, 1971; Ekman & Friesen, 1975など) では、特別な訓練を受けた表出者が特定の表情理論に基づいて演技した表情を刺激として用いたり (JACFEEのPictures of Facial Affect)、事前に十分に識別可能な刺激写真を吟味・選択したりしたうえで実験が行われてきた。我々は発達の過程で、どのような場面で情動を表出するべきか、どのような情動が許容されるかなどの表示規則を身につけると考えられるが (Ekman & Friesen, 1975)、笑顔は口角を上げて目尻にシワを作る、といった個々の表情の特徴を他者から教えられることはまずないし、また日常生活において従来の研究で用いられてきたような、典型的な表情をみかけることはほとんどない。日常のコミュニケーションに果たす表情の意味を探るのであれば、意図的に作られた表情だけでなく日常生活の中で自発的に喚起される表情についても調べるべきである。そこで本研究では、意図的に作られた表情と内的な情動に伴って自発的に表出される表情を用いて認知実験を行い、基本的表情がどの程度正確に識別されるのかという点について検討した。また、意図的表情と自発的表情を見分けることができるのかという点についても合わせて検討した。実験1の結果、(1) 自発的表情より意図的表情の表情強度が強いこと、(2) 評定者は提示された表情が演技したものであるか、自発的に表出されたものであるかを見分けることができること、(3) 基本表情であっても識別の容易な表情とそうでないものがあり、喜びと嫌悪は正

しく識別されやすく、恐怖は誤判断が多いことが示唆された。また、実験2の結果から、表出者が恐怖の表情を上手く作れていなかったために、恐怖の正答率が低くなった可能性が示唆された。さらに、本研究で撮影された表情を分析した結果、(1) 意図的表情の顔の各部位の変化量は自発的表情より大きいこと、(2) 喜びと悲しみ、恐怖では意図的表情と自発的表情で形態的特徴に違いがあるが、嫌悪では違いがないこと、(3) 表情によっては表出条件間で表出に要する時間がことなることが明らかとなった。このことから、表情強度の判断には各部位の移動量や形態的特徴を手掛かりとして用い、真実度の判断には表情強度と表出に要する時間を手掛かりとして用いている可能性が示唆された。

## 供述における逆行的構成の気付きについて

— 実験的手法を用いての検討 —

心理学専攻 松尾 彰子

「法と心理学」は法学と心理学の学際的研究であり、心理学における最初の応用領域の学問である。法学と心理学の境界領域における研究の必要性は指摘されつつも、学問的性格の違いや心理学への法律家の過小評価などから、疎遠な関係であった。しかし、最近では心理学者が刑事弁護人から依頼を受け心理学的鑑定を行い、裁判所で専門家として証言するケースも徐々にできてきている。「法と心理学」分野の研究の中で、中心的な話題として考えられるものに供述に関する研究がある。本研究では、供述の信用性を判断するものとして、浜田の供述分析(浜田2001)を取り上げた。その中でも特に逆行的構成分析に着目した。逆行的構成分析とは、人間が過去の出来事について語る時、結果を知っているからこそ言えるようなことを追加して語ることがあるが、そのような記述の有無を調べるものである。逆行的構成が生起している供述は、実体験ではなく事後的な情報によって構成された「物語」に依拠してなされている疑いがある(大橋2005)と考えられるが、真実を語っていないとは必ずしもいえない。しかし、虚偽であれ真実であれ、起こった事実ありのままを語っているのではない、ということに読み手が気付きにくいことが重大な問題であると考えられる。

本研究では、逆行的構成分析に関して実験的な取組を行い、証言に関する逆行的構成の検出に焦点を当てた。実験1では、事件に関連する情報を持つと、

持たない方よりも逆行的構成に気付きにくいことが示唆された。しかし、段階的にヒントを与えることで逆行的構成に気付くことができた。実験<sup>2</sup>では、与える事件関連情報に違いを持たせた。情報によって参加者に与える印象は変化することが示された。しかし、情報の差異による逆行的構成の検出に差は見られなかった。実験<sup>3</sup>では、実験上の不備を改善し、現実場面に反映できる実験を試みた。情報の量及び質によって、逆行的構成検出に差は見られなかった。また、逆行的構成の検出程度を推測するような尺度を作成することを試みたが適当な指標を作成することはできなかった。

全ての実験の結果を総合したところ、複数の情報を1つに統合することに難しさがあるのではないかと考えられ、供述における逆行的構成の検出は、概して困難な課題であることが示唆された。逆行的構成の検出を助ける手段として、徐々にヒントを与えていくことはある程度効果が見られたが、ヒントとして始めから逆行的構成の説明を与えると、認知的負荷となったのか、思考の縛りになったのか、検出を妨げるものとなってしまった。また、疑う余地のない証人ほど読み手に強い印象を与えることも確認された。

本研究で得られた結果をふまえ、発展的な実験を検討することもできるが、まずは逆行的構成の検出がどれほど困難な課題であるか証明できる実験が重ねられること、また、パラダイムとして確立されることが必要だと思われる。

#### (引用文献)

浜田寿美男 (2001) 『自白の心理学』 岩波新書

大橋靖史 (2005) 「取調べと自白」 菅原郁夫・サトウタツヤ・黒沢香 (編)

『法と心理学のフロンティア』 II 卷 北大路書房 pp.83-113.

## 林芙美子の詩

—— 表現をめぐる ——

日本文学専攻 野田敦子

林芙美子は、作家である前に詩人であった。芙美子は、生前に二冊の詩集を残しているが、詩の研究は殆んどなされず小説研究に比重が置かれてきた。しかし、芙美子の詩の研究の重要性は叫ばれてきたのである。本論では、『放浪記』(昭五)とその合わせ鏡の詩集『蒼馬を見たり』(昭四)を重ね合わせて、詩の様相を横断的に見渡したい。そして、続く第二詩集『面影』(昭八)所収の詩へと詩風の推移を追う。最終的には、作家芙美子にとっての詩の位相について論じる。

『放浪記』に挿入された詩「朱帆は海へ出た」には、労働者が水面下で資本家に操られている様が呈されている。他方、詩によって〈私〉の感情は掘り下げられ詩は散文のポイントとなり得ている。章「赤いスリッパ」でも、詩は章の中心である〈私〉の思いを表現している。そして、『放浪記』の最終章に織り込まれた詩「自序」は、これらの詩を総括していると思われる。それゆえ、『放浪記』の本質として詩があるといえる。だが、詩はあくまでも今の〈私〉に似合った情感を歌い上げるべきである。詩「鯛を買ふ」に失敗が見られるからだ。また、「鯛を買ふ」は〈私〉の心情を論理的にするあまり詩がセンテンス化している。その結果、章立てに話が二つ存在して、章のまとまりが欠けている点は否めない。

以上を踏まえると、失敗はあるものの『放浪記』では、詩がパラグラフ化し

ている傾向がある。『放浪記』において詩は、一つのまとまりとして重要な位置にあるのだ。すなわち、芙美子の散文精神は詩に支えられているのである。すると、「自序」で垣間見える詩人から作家への折り返し地点は、単純に作家への転身に結び付くものではなかったはずである。確かに、詩「掌草子」（『面影』）からは、その情感を『清貧の書』（昭八）に結び付けていることが窺える。詩は、作家としての芙美子にも重要な意味を持っていたのである。晩年の芙美子にも、その態度は維持されている。それは、『晩菊 林芙美子文庫』（昭二四）の「あとかぎ」に記された詩から類推できる。この詩と先述した『清貧の書』からは約二〇年の開きがある。しかし、同じ林芙美子文庫シリーズの『清貧の書 林芙美子文庫』（昭二三）においても、芙美子は「あとかぎ」に詩を挿入して先の詩と繋がりを持つかのようなのである。詩を探し求める芙美子の姿が感得される。詩を散文に生かそうとする態度が、受け継がれ模索されているのだ。

詩は、晩年の傑作『浮雲』（昭二六）の「あとかぎ」に述べられた「誰の眼にも見逃されてゐる、空間を流れてゐる、人間の運命を書きたかったのだ。筋のない世界。説明の出来ない、小説の外側の小説」の創作態度の根底になり得たのではないか。一面では筋を拒み、誰の眼にも見逃されている人々の感情を描こうとする意識があると言えよう。また、後年、芙美子は藤岡洋次郎に「わたしア、どうしたつて、情の小説ですよ」と言い、小説は詩を「どつくりと散文で書けばいいんですよ」（『作家』昭二六）と助言している。その芽生えは『放浪記』『蒼馬を見たり』で既に見られた。そして、『清貧の書』『掌草子』から窺えるように、芙美子は詩人から作家への単純な転身ではなかったのだ。芙美子にとって、詩は終生変わらぬ大きな意味を持っていたのである。作品へ向かう実質として、詩があったのである。ここに、重要な要素として芙美子の特徴付ける詩の位相を見る。

## 菊池寛『恩讐の彼方に』論

日本文学専攻 宮部末子

菊池寛の『恩讐の彼方に』は一九一九（大八）年一月号の「中央公論」に発表された。さらに、戯曲「仇討以上」として一九二〇（大九）年四月号の「人間」で発表されると同時に、文芸座興行として帝国劇場で上演されその後、映画に浪曲に、琵琶歌や子供読物紙芝居にまで登場して好評を得た。

『恩讐の彼方に』は、禅海僧が青の洞門を掘削した逸話としてよく知られた題材ではあるが、歴史的記録の中から素材を掴んだ菊池が、それを自分の実生活から得た感情や思考や想像で小説化するなかで、事件、人物、場面などから、どのような展開を導き語っているのか、本論第一章では作品の成立事情を検証しながら、登場人物の心理描写を解釈する。第二章では青の洞門の開主開国の行者禪了海の生涯を、書簡や耶馬溪に於ける昔譚、郷土史誌、禅海に関する古文書などに視点をあてて、菊池が（仇討もの）として創作しているところに注目する。第三章では大正文学と菊池寛について、そして同時代作家の芥川龍之介と菊池寛の違いを取り上げたい。作品の主題に迫りたい。

『恩讐の彼方に』について

菊池が「耶馬溪の案内記」でヒントを得たという案内記としては、小川古吉（果仙）「天下第一乃名勝耶馬溪案内記」や広津藤作（山本利夫）「耶馬溪案内記」近藤浩一路の紀行文「耶馬溪見物」などがあり、その他、大町桂月「雪の耶馬溪」、千葉亀雄（花明）「日本仇討物語」下巻「耶馬溪の恩人僧禅海」と、田中貢太郎の「耶馬溪の奇勝」「青の洞門物語」などの典拠が考えられる。

『恩讐の彼方に』を書いたねらいは、恩讐の念をも消滅させてしまうような崇高な人間精神の存在を洞門開鑿という形で示したわけであるが、典拠によれば「隧道開通後は怨念氷解となり中川三郎兵衛の供養をする。禅海権大僧都に勧められ八八歳で永眠するが羅漢寺の睡龍山の麓に墓はある」と語り手の説明に委ねられている。『恩讐の彼方に』は一七四六（延享二）年開削を完了で物語は終了となる。敵を打つ心よりも、成し遂げられた偉業に対する驚異と感激の心が勝ったという実之助のことは、語り手の解釈によって彼の「心」を表現している。彼の心に生まれた打算が克服され、仇討という制度に呪縛された「武士」の世界から自由に自立する実之助の物語であるといえる。

あるテーマを文学的に肉付けするために、歴史上の事件を借りることは、菊池の得意とするところで、そのテーマを作品の結末において、そこまで如何に上手く辿りつくかというアイデアについて、近代個人主義の立場からの封建思想の否定、あるいは近代合理主義による人間や事件の解釈にある。菊池は作品の主題を重んじながら現実主義的な人生観から、逆説的な解釈を示したもので『恩讐の彼方に』は、自然の生命力に共存する人間の存在は、人間の持つ底力である。これが『恩讐の彼方に』の主題であるといえる。

#### 大正文学と菊池寛について

菊池寛の文学的な出発の時期を第一高等学校時代から京都大学時代（明四三～大五）の頃と見ると、京都へ来た翌大正三年二月、第三次「新思潮」に参加して、卒業の大正五年二月、第四次「新思潮」を発刊する。ここにおいて芥川の「鼻」が出世作となるが、菊池の作品は認められるに至っていない。

「大正時代の他作家と他作品との比較」では、菊池寛とは対照的な生き方をした芥川龍之介の人物像や芸術至上主義の「地獄変」を分析し、文芸作品の内容的価値をとらえる、菊池作品の「忠直卿行状記」「入れ札」を解釈したうえで両者の主張をとらえてみた。そして『恩讐の彼方に』を創作する菊池の意図とは、テーマは、を追求したのである。

## 日韓における始祖神話にみる思惟様式研究

——日本の神武天皇と韓国の朱蒙神話を中心に——

日本文学専攻 全 英 希

本稿は、日本の「神武記」と韓国の「朱蒙神話」も、なお始祖神話でありながら王権もしくは建国という修飾語が交錯していることに着目し、比較検討を行うことにしたのである。本稿では始祖神話の場合、普遍的に歴史書の中に記載されているという特徴に着目して、まず神話の記載をめぐる歴史的な構図を検討して、その検討を一つの手がかりにして神話の記事を検討していくという研究方法をとることにする。これは、従来の研究のように固定化した始祖神話の特徴にとらわれ、類型にこだわってしまう研究姿勢を、なるべく止揚するだけでなく、新類型化を試みるという目的も遂行するためでもある。本稿は、従来の研究と視覚を異にしていることに特徴がある。すなわち、歴史的構図から神話の内容を検討して神話の志向する点などを明らかにしようとしていることに、従来とは違う視覚からの接近であったといえよう。

本稿は従来の「神武の系譜を継承する天武という点と壬申の乱の正当化という側面」という見解より何故天武は自分を神武に投影しようとしたのかという点に注目してみた。また、その歴史的投影をもって、天武は果たして、何を求めていたかという点である。史書の書かれた歴史の構図から推測できるのは、天武の神武への投影には、壬申の乱の正当化よりは、天武自身の皇位への継承における正統性の追求という側面が強く窺えるという点である。したがって「神武記」は、まさに正統に神の血を継承している場面が重視されている神話で

あることがわかる。と考えると、「神武記」は建国の問題よりは、血の継承と正統性の意識の強い神話、すなわち王権神話の要素が強いといわざるを得ないのである。つまり「神武記」の場合は、始祖神話の範疇の中でも王権神話といふべきではないかと思うのである。

その反面、韓国の「朱蒙神話」は歴史的構図からすれば、朱蒙の建国した国のみならず時代的な大きなズレがあることがわかる。すなわち、朱蒙は高句麗という国の始祖なる者であるにもかかわらず、神話の記載は高麗時代になされている。もちろん歴史的に、統一新羅時代の後、後三国時代を平定する高麗は自ら高句麗の継承者であることを喧伝している。では、何故高麗は高句麗の継承者であることを喧伝し、朱蒙神話を歴史書に記載するのであろう。「朱蒙神話」からすれば、朱蒙は王なる者の英雄的能力の持ち主であり、新しく国を開拓し建国していることがわかる。朱蒙が東夫餘から逃げ出して建国に至る過程は、大げさないうと古代における易姓革命でもある。易姓革命においては、一種の支配論理が要求され、その論理は正当なるものでなければならぬ。おそらく古代における支配とは、力（武力、呪術の能力など）を持っている者の力の誇示と相手の屈従というプロセスであり、その過程の中で必要なのは正当性であったと想定するのは自然な成り行きである。ゆえに、支配側には支配の正当なる論理が必要になり、その論理の現し場として神話の領域が存在していたとも考えられるのである。この意味で「朱蒙神話」は、高麗にとって都合のいい論理であったし、血の継承でなく英雄性の継承が重視されたのであろう。古代における人民に対する英雄の支配とは、それゆえ正当なる方程式になり、「朱蒙神話」は英雄譚になるのである。ということは、「朱蒙神話」は王権神話というよりは建国神話の要素の強い神話といわざるを得ないのである。

## 近代日本における華族の社会的機能についての諸様相

史学専攻（日本史） 柴山 礼子

本研究は、近代日本における華族の社会的機能の解明を主たる目的とするものである。

従来の華族史研究には、華族令成立に至る過程、すなわち政治構造の中における近代華族制度の成立過程の解明に主眼が置かれ、華族令以降の華族の社会的動向に関する分析が乏しい傾向がある。華族は、人為的に創設されたために、当初いわゆる社会集団としての実態は無かった。そのため、華族が近代日本社会の中で何らかの社会的機能を得ていく過程の解明は、今日の華族史研究における課題であるといえる。そこで本稿では、明治初年から明治二〇年代を中心し、①華族の「職分」、②華族による「公益」的事業、③諸侯華族と旧領地の関係の三点をキーワードとして、近代日本における華族の諸様相を論じた。

そこには多層的な華族の機能が軸として存在している。華族は「皇室の藩屏」として天皇の貴種性を保持する機能から、何よりも家を永続させることが必須条件であった。しかし単なる家の存続だけでなく、華族としての「体面」を保つ事が義務であった。保つべき「体面」とは、第一に財産の保全、および①ならんかの「職分」によって国家に尽くし、②国民に尊崇される存在でなければならぬという点であった。しかし、作爲的に特権の身分階層として作られた日本の華族には、近代国家として再構築されていく日本の国家機能の中に、身分を根拠として割り込む事のできる可能性は極めて低かったといえる。

華族令公布による政治的覚醒をきっかけに、明治二〇年代前半期の旧華族が



目指したのは「国利民福」の追究であった。その「職分」の一例としてあげられたのが、地方「公益」的事業への従事である。これは華族土着論の一類型といえるだろう。華族土着論は華族に地方への土着を勧めるもので、その目的として①財産保全、②地方自治、③地方産業活性化があった。これら土着論の背景には、諸侯華族が旧領地の人々と長年にわたって築き上げてきた情誼関係がある。旧藩士への連帯感を持った諸侯華族たちは、明治十年代を中心に旧領地士族に対し積極的に関わり、情誼関係の再生産を行なう。明治二十年には東京集住政策が解除され、華族の土着への基礎は固まったかのように見えた。しかし、日本が資本主義社会に生まれ変わろうとしていたこの時期において、旧華族らもまた、財産保全という義務のもとで資本家への転身の必要性に強く迫られていた。これに世代交代による意識変化なども関わってくる。明治二十年代前半期は諸侯華族にとって、旧領地との財政面援助を主な方法とした「公益」的的事业消極化の転換期となったのである。また、この時期には華族会館主体の救済事業が開始される。これは華族の同族化機関としての華族会館が機能を果たしはじめ、多種多様であった華族が、「国家の貴族」として一体化し始めることに大きく関連していると考えられる。しかし財産運営の方針を転換した華族らにとつては、利益面で採算の合わない「公益」的的事业への関わりにも消極的にならざるをえず、これによって華族が「公益」的的事业という「職分」によって国家に対し多大な貢献をなし、そのことで社会的上層身分という自らの存在の社会的根拠を確立するという構想は挫折の方向にむかったと考えられる。

## 後鳥羽天皇・院政期における神器政策と皇権

——神器出京・還京・宝剣搜索を中心に——

史学専攻（日本史） 谷 昇

寿永二年（一一八三）七月二十五日、「平氏都落ち」により神器（璽・鏡・剣）が持ち出されてから、文治元年（一一八五）四月二十五日、内裏に璽鏡が戻されるまでの六百四十五日間、京都では「神器なき朝廷」が現出した。鎌倉幕府成立を軸とする新たな国家秩序を形成するにあたり、公武双方からとりわけ意識されたのは、天皇權威すなわち「皇権」であった。したがって当該期の神器政策に注目することは、専論を見ない現在、承久の乱に至る後鳥羽理解にとつて有効な方法であると考ええる。

神器出京直後の京都朝廷による対平氏神器返還交渉は成功せず、大勢は平氏追討に傾いたものの、安徳天皇出京に伴う「空位」は、源氏に対する追討命令および勸賞手続きに蹉跌をもたらした。かくて後鳥羽天皇践祚が、史上初めて神器不在のまま強行され、即位式において後鳥羽は「（内侍二人）雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>持<sub>二</sub>劍璽<sub>一</sub>尚候<sub>三</sub>前後<sub>二</sub>」（『親経卿記』）とあるように、「空手」の内侍に導かれて高御座に登ったのであった。

文治元年四月二十五日、海没した宝剣を除く神器が壇ノ浦から戻され、神器還京の詳細を本稿で初めて明らかにした。朝廷は、還京儀を「先帝安徳」から後鳥羽への長途の「踐祚儀」と見まがわれることを懸念し、さまざまな工夫を凝らした。海没した宝剣は、奉幣や宝剣求使発遣等の手段で搜索が行われ、源頼朝も、現地に宝剣搜索を命ずる一方、宝剣求使に糧米を沙汰するなど協力し

た。

幼帝後鳥羽（四歳）は、璽鏡還京後新たに「宝剣なき行幸」の在り方如何という問題に直面し、宝剣を持つべき空手の内侍（如在之儀）と璽を奉ずる内侍の前後問題が朝廷を悩ませた。

神器をめぐる人々について、朝政を主導し、平氏の逆襲を恐れた後白河法皇は、追討の急先鋒に立ち、神器問題にはやや冷淡であった。比べて右大臣九条兼実は、神器なき朝儀の執行に腐心し、五年間にわたり日記『玉葉』に神器記事を書き続けた。源頼朝は天皇・神器に強い関心を示したが、その経緯から、頼朝の天皇観が時代を経て変化していったことを看取することができる。また、慈円の宝剣無用・武士交代論はつとに有名で広く支持されているが、『慈鎮和尚夢想記』をめぐる後鳥羽と慈円の交流等を検討すると、慈円の論理はひとつの「神器解釈」に過ぎなかつたといえる。

成人した後鳥羽上皇自身は、順徳天皇践祚のさい、代替剣を以て宝剣と定め、神器問題の一挙解決を図ったがこと足りず、さらに藤原秀能を宝剣海没現場へ「使」として派遣したのであった。

源平の争乱において京都朝廷は、武家にはなし得ない部分を担って戦い、源氏と並び勝利者となった。この間、象徴する神器が失われて初めて明らかになった「皇権」の实体は、本稿において検討したさまざまな神器政策として具現されていたのであつて、決して観念的なものではなかつた。後鳥羽天皇は、神器政策を通して護られた皇権と、史上初の神器なき践祚という負の面を遺産として引き継いだのであつたと考える。

## 南北朝期における足利一門守護と外様守護

——所領の宛行・預置に関する権限を中心に——

史学専攻（日本史） 花田卓司

修士論文では、南北朝期の守護・大将によって発給された宛行状と預状をもとに、所領所職給付の面から足利一門守護・大将と外様守護との間にみられる権限の相違を明らかにし、それがどのように変容していくのかを検討した。

まず第一章では、所領所職を給付する際に発給された文書に記される、「宛行」と「預置」という二つの文言が、南北朝期において区別されていたのか否かを論じた。給付者・被給付者ともに同一人物であり、なおかつ発給された日付が同一である場合でも「宛行」と「預置」とを使い分けていることから、発給者側には、この二つの文言は意味の上でも効果の面でもまったく異なるものとの認識があつたといえる。また被給付者側も、預け置かれた所領を再度宛行ってもらふことを要求している事例があることから、両者を明確に区別していた。以上から、南北朝期において宛行いとは永代給付を、預け置きとは一時的給付を意味するものとして厳然たる差が存在したことを指摘した。

第二章では、第一章で明らかにした「宛行」と「預置」という文言の差に注目しつつ、当該期の守護・大将により発給された所領所職給付関係文書を逐一検討した。その結果、観応の擾乱以前において、「宛行」との文言で国人層に対して所領所職を給付しているのは足利一門守護・大将に限られており、外様守護は武田・少弐・大友・島津氏を除き国人層に対する所領所職給付には関与し得なかつたこと、上記四氏はすべて「預置」との文言で給付していること、文

言中に「依<sub>レ</sub>仰」など幕府の意向を受けた旨を記した宛行状・預状の発給が一門守護・大将に集中していることを指摘した。

第三章では、南北朝期における所領所職給付のあり方を中心に論じた。観応の擾乱以前において、守護・大将による預け置きはあくまで臨時の措置であり、將軍からの宛行いの前段階として位置づけられていたこと、そして足利一門のみが国人層への宛行いを行行使し得た背景には、所領所職の給付―被給付という関係を築くことにより足利一門と国人層との関係を密にし、一門守護・大将を通じて国人層を掌握しようとする幕府の意図があったことを指摘した。翻って観応の擾乱以後は、大量の一門守護・大将に離反された幕府が一門優遇政策を転換し、観応三年（一三五二）以後度々発令された半済令により一門守護・大将と外様守護との権限は次第に同質化されていく。最終的に応安半済令をもって足利一門による臨時の措置であった所領所職の預け置きは恒常的な守護職権として確立し、一門と外様との間の差異はみられなくなるのである。同時に「依<sub>レ</sub>仰」などの文言を含む、幕府の意向を受けた宛行状・預状が著しく減少することは、幕府が国人の所領所職に関しては大幅に守護に依存する体制に移行していったことを示し、足利義満期以降の所領所職給付に通ずるものであることを指摘した。

## 古墳時代後期における丸底式製塩土器の様相

史学専攻（日本史） 森 下 智 恵

本稿では、古墳時代後期を中心に丸底式製塩土器の実態を通してみた、製塩土器（塩）の動向と地域間関係について検討を行っている。

この検討を進めるにあたって、古墳時代中期から後期（TK73型式～TK209型式並行期段階）にみられる北近畿、近畿、瀬戸内地域出土の製塩土器を、A1類・A2類、B1a類、B1b類、B2類、B3a類、B3b類、C1類～C4類、D1～D4類の型式に分類した。そして、各地で並存する複数形式の製塩土器出土組成比を、重量もしくは個体数で提示し、比較検討を行った。これまで地域個別的に漠然としか捉えられていなかった製塩土器を、広域的な範囲で、時期ごとに組成比に実態を把握することで、生産遺跡と消費遺跡の地域間関係、生産遺跡同士の関係についてアプローチを試みたのである。

まず、5世紀後半から6世紀初頭（TK73型式～TK47型式並行期）における主体的に使用される製塩土器は、基本的にはA1類であり、その生産の中心は大阪湾沿岸地域であった。特に内陸地遺跡（主に拠点集落）で複数形式の製塩土器を持つ現象が顕著となるのはTK23型式～TK47型式並行期段階で、この時期に生産地遺跡で採用する製塩土器型式は、大阪湾沿岸・淡路・若狭地域ではA1類、紀伊ではB1a類（+A1類）、備讃瀬戸地域ではC1～C4類であるという地域差がみられた。各内陸消費地遺跡では、大阪湾沿岸・淡路・若狭地域で生産されたA1類製塩土器が流通の基本をなしており、紀伊B1類は大和のみに流通し、A2類は北河内を中心に見られ、そして備讃瀬戸C類は近畿

圏にはほぼ流通しないという、製塩土器各型式の流通範囲を捉えることができた。

これらのことから、内陸消費地遺跡は、どの生産地域から塩の供給を受けていたということが明瞭となり、「製塩土器に入ったままの塩」というものに何らかの意義や価値があったと思われる。そこにはA：各生産集団を統括する地方首長とヤマト王権、B：各生産集団を統括する地方首長と内陸地遺跡（またその地域の首長）という二系列の生産・流通の関係が重複的に存在していたと予想する。しかしながら、当該期には、A：という関係よりも、B：という関係の方が強いために、生産地の地域差が存在し、また内陸消費地遺跡でも複数型式の製塩土器を持ちながら地域差を有すると考えられるのである。

次に、6世紀半ば以降（MT15型式並行期以降）になると、大阪湾沿岸の生産遺跡での小型丸底式製塩土器の生産は終焉を迎え、畿内の消費地遺跡から製塩土器が一気に減少・消滅する。そして新興された備讃瀬戸・淡路・若狭地域で、ボール形の大形丸底式製塩土器による生産が開始されるのである。具体的には、TK10型式以降に備讃瀬戸D類製塩土器の技術移植が若狭地域になされ、いっぽう淡路地域ではB3類製塩土器による生産が開始されるのである。つまり、生産の中心は大阪湾沿岸から同心円的にシフトしていったことが読みとれるのである。さらに、当該期以降には製塩土器が内陸消費地遺跡よりほとんど出土しないという現象がみられ、製塩土器を用いない運搬方法の普及が予想され、「TK23型式～TK47型式段階にみられる製塩土器に入ったままの塩」というものの意味や価値というものが消滅したということが想定される。このような転換の理由として、先行研究では単に生産量の増加に伴うものとされているが、むしろ製塩土器を用いた祭祀の変化など、社会変化が一番大きな要因であると考えている。また、製塩土器型式がD類とB3類に限定されるということから、この時期のA：とB：との関係は、前段階とは違い、徐々にA：VB：に向かっているということが考えられ、これは群集墳の動向とも時期的に合致してく

る。また、MT15型式以降に見られる、他の手工業生産における再編化の傾向ともほぼ時期を同じくしていることがわかる。

以上のように、製塩土器の実態に即していくと、これまで先行研究で言われてきたような「小型丸底式製塩土器採用以降にヤマト王権の塩の収奪と分配がなされる」という構図は、実際には古墳時代中期後半から始まり、後期全体を通して継続的に行われてきたものである可能性が高い、ということが考えられるのである。

## 明治期近代政策下における天理教の「信仰現場」

史学専攻（日本史） 山手 仁

先行研究では、特に「天皇制／国家神道」への迎合というスタンスから、教祖中山みき没後の天理教が語られてきた。しかし、何も彼等天理教本部が、迎合せざるを得なかったのは、「天皇制／国家神道」だけではない。天理教徒が日本「近代」の構成員である限りは、近代化していく日本社会を覆いつくそうとする様々なものと隔絶する事は困難であった。その様々なもののひとつが本論の第一章、第二章で取り上げた「衛生」である。

本論の第一章では、明治期の「神」と「医薬」の位置関係の変化とコレラ蔓延と天理教の関係、即ちコレラ蔓延を契機とし、天理教はより「衛生」と背反するものとして社会から捉えられていき、「医薬」が社会により浸透していった過程を述べた。その過程は、まさに日本社会の近代化の過程でもあった。そして、第二章は、このような日本社会に「衛生」意識が浸透していく潮流を天理教本部がどう受け止め、信仰現場を統制／画一化していったかを述べた。「衛生」意識が社会に浸透していく中で、前近代から病に對抗できるものとして「神」と共に治療現場に共存した「医薬」は、「神」と切り離され、より日本「近代」へと同化していったのである。そして、そこに取り残されたのは、あくまでも自らの「神」の優位性を主張し、「医薬」を否定した天理教の信仰現場であった。そして、その信仰現場も、政府の公認を得て一派独立を目指した本部によって矯正され、日本「近代」と同化していく道を通ったのである。

次に第三章においては、村上重良、小栗純子等が国家への迎合の象徴として

捉えた明治三十六年に成立した「明治教典」の位置づけについて論じた。「明治教典」は、中山みきの教理とは、異質の国家神道的な教典である。村上重良や小栗純子は、「明治教典の成立＝国家への完全な迎合」として捉え、早坂章正等の天理教内部の研究者は、「明治教典の成立＝あくまでの表面的な便宜上の教義」として捉えている。今までこの二分類でしか論じられてこなかった「明治教典」の位置づけをより多角的に捉え、明治期天理教の信仰現場が「明治教典」、即ち国家神道イデオロギーに侵食されていたのか否かを明らかにするのが、第三章のテーマでもある。

第一章、第二章で「衛生」という視角から論じる「医薬」意識の問題も、第三章で論じる「明治教典」も明治三十年代の天理教本部の「信仰現場」の統制という流れに乗る事により「信仰現場」への浸透が企図されている。そして、こうした「信仰現場」への浸透の過程は、中山みきの説いた「神」に絶対的価値を見出し、信仰者という立ち位置のみに片足を置いていた天理教徒達が、もう片方の足で別の立ち位置、即ち日本「近代」という大地を踏みしめていく過程でもあったのである。

## 平安初期の大宰府管内支配

——「前司浪人」問題の検討を通じて——

史学専攻（日本史） 吉岡直人

本論文は、西海道を総官し、古代日本の外交の窓口であった大宰府の平安初期における管内支配の様相を明らかにせんとするものである。平安初期の大宰府管内支配に関する研究は多いものとは言えず、公文勘会という制度に注目して大宰府の管内支配力の強弱を論じている。しかし、公文勘会制度は、大宰府もしくは西海道諸国と中央政府の問題であって、大宰府と西海道諸国との関係は副次的な問題であり、大宰府の管内支配を論じるのであるならば、当該時期に大宰府が抱えていた政治課題の分析を通じて論じる必要がある。これまでの研究では、かかる視点に乏しかった。そこで本論文では、国司の任期終了後も西海道内に留まり、大宰府支配に抗する姿勢を見せる「前司浪人」に注目した。「前司浪人」に注目したのは、九世紀後半まで、「前司浪人」問題は西海道の固有の問題と考えられるからである。「前司浪人」の活動が大宰府にとって何故問題とされたのか、そして彼らの活動に対して、いかなる政策立案をし、西海道を支配したのかを考察した。以下、各章の内容を紹介していこう。

第一章では、「前司浪人」が西海道でのみ発生した理由、大宰府が問題視した「前司浪人」の活動はいかなるものであったのか、そして大宰府が彼らを問題視した理由を考察した。「前司浪人」が発生した理由として、大宰府による国司交替の監察、西海道諸国の公文勘会破綻という大宰府による管内統治システムの矛盾によるという側面があったことを指摘した。また、「前司浪人」の活動は、

瀬戸内海海運と結びついており、新羅商人との不正な交易によって入手した唐物を、瀬戸内海海運を利用して、国内で交易し利益をあげていると考えられ、「前司浪人」側にも西海道に留まるメリットがあった。大宰府が問題視した理由は、農民の生業を圧迫し、私出挙活動を行なうなどの「前司浪人」の活動によって管内諸国の租調庸の減少をもたらしたからである。大宰府運営の必要経費は、管内諸国に依存していたために、管内諸国の租調庸の減少は即ち大宰府運営の危機であり、「前司浪人」は府の運営を危機に陥れかねない存在であることを明示した。

第二章では、公営田制について考察を加えた。公営田制研究は膨大であるが、そのほとんどが律令体制の動揺の中に公営田制を位置付けようとする研究である。しかし、公営田制は西海道でのみ実施されたことなどを考えるならば、公営田制実施の背景には、西海道固有の問題が存在すると考えられる。そして公営田制実施による課丁の「免調庸」に注目し、公営田制実施の背景には、「前司浪人」の活動があることを示し、公営田制は、弘仁年間の社会不安と「前司浪人」の活動による租調庸の減少という事態に対応し、各国国衙財政を建て直し、間接的に大宰府財政を強化せんとするものであることを示した。

第三章では、大宰府で行われた外国商人との交易と「前司浪人」との関係について論じた。その際に注目したのが、承和九年に出された太宰大式藤原衛の四條起請である。四條からなるこの起請は、これまで新羅人の入国禁止を求め一條目に注目が集まっていたが本論文では、四條を全体として解釈する。この起請は「前司浪人」の文室宮田麻呂による外国との交易における国家の先買権を侵害しての新羅商人との私交易の発覚後に出されたものであり、大宰府は、交易の先買権を侵害した宮田麻呂の私交易を梃子にして問題視する「前司浪人」を大宰府管内から排除せんとしたと考えられ、そのために出されたのが承和九年の四條起請であったことを指摘した。

第四章では、承和九年の起請以後の大宰府管内支配について論じた。承和九

年の起請によつて「前司浪人」の管内からの排除という方針は、太政官政府から一度は認められるが、承和十五年に至り、その方針は停止され、大宰府は「前司浪人」の存在を前提とした管内支配を推し進めていく必要に迫られた。ここに至り、大宰府は、それまで排除の対象としてきた「前司浪人」を利用し、「前司浪人」からも租調庸を取る体制を作り上げ、府備田と言われる大宰府財政に直結した田を設置するなどして大宰府運営の為の財源を確保したことを指摘した。また、交易の先買権を侵害して交易を行なう「前司浪人」に対する策としては、交易システムの転換、交易代価の変化、即ち、これまでの大宰府に交易のすべてを委任していた交易システムから中央派遣の唐物使が交易を監督するシステムと交易代価の綿から金への変化である。唐物使が交易を監督することで中央政府がより直接的に先買権の行使が出来る体制を作り上げ、西海道では産出し金を用いることで、先買権を侵害しての「前司浪人」による私交易を禁止しようとしたことを指摘した。

以上のべたように、平安初期の大宰府は、府の安定的運営を妨げる「前司浪人」に対して彼らの活動を抑止し、府の安定運営を図った。平安初期に採られた公営田制のような政策は背景に「前司浪人」の活動があり、彼らの活動に大宰府の管内支配は規定されていた面があったことを明示した。

## 前8～7世紀の植民活動とポリスの社会状況

史学専攻（西洋史） 赤塚直樹

本論が対象とするのは、古代ギリシア人が前古典期（前8～前6世紀）に行つた植民活動、その中でも初期のものである。この植民活動の規模の大きさ、実施期間の長さは前古典期において特筆すべきものであり、史料の少ない当時の社会の実像を解明するためのまたとない研究事例と考えられ、その動機や実施形態について様々な議論がなされてきた。その結果、一般的な植民活動像は次のようなものであるとされた。即ち、植民活動は前古典初期に発生した爆発的な人口増加による土地不足によつて引き起こされたものであり、その主体は当時形成されつつあったポリスが主体であったというものである。つまり、ポリスという古代ギリシア独自の社会こそが、大規模な植民活動を行うための要因であったとされてきたのである。

しかしながら、この一般的とされるモデルは、実際どれほど妥当なものなのであろうか。以下のような疑問が当然起こってくるであろう。約二〇〇年にわたつて行われた植民活動は、当初からポリスが主体となっていたのだろうか。紀元前七五〇年頃成立したとされるポリスは、当初から植民という一大事業を行えるほど確固としたものだったのだろうか。また、急激な人口増加という現象は全ギリシア的なものだったのだろうか。考古学資料の増加や人類学などの導入により、従来の見方を否定する研究が近年登場してきている。前古典期の植民活動研究は今、転換期を迎えているといえるだろう。

そこで本論では、従来の研究と近年の新説、双方について詳細な検討を行つ

た。その結果、従来の研究においては文献史料の記述が乏しいにもかかわらず、その数少ない事例から一般的なモデルを引き出していること、またポリスというものを無条件に前提としていること等の問題点が浮かび上がった。また新説については、考古学資料を用いて急激な人口増加を否定していることについては説得力があるものの、ポリスではなく複数の小集団によるとする植民の実施形態については未だ確証はないという現状が明らかになった。

どちらが妥当であるのかを判断する為の材料が現時点では不足しており、本論でその是非を明確にすることは出来なかった。しかしながら、前古典期のギリシア社会像そのものが近年変化してきており、それを考えれば、植民活動という現象もそれに伴い変容する方向に向かうと考えられる。

## 16世紀におけるヴェネツィア出版産業と教皇庁

——ジュンティ家を中心に——

史学専攻（西洋史） 塩 出 かおり

十六世紀、ヴェネツィア共和国は政治的にも経済的にも困難な時代を迎えた。一方、出版産業を始めとする産業が勃興し、同時に盛期ルネサンスを迎えた。一四六九年ヴェネツィアに流入した出版産業は、国家の商業的優位性や自由な風土により急速に発展した。国家の復興を目指すヴェネツィアで、ヨーロッパ出版中心地として莫大な利益を生み出す出版産業は非常に重要であった。またそのネットワークを駆使して、威信回復のためのプロバガンダとしての役割も担った。さらにキリスト教世界にも大きなインパクトを与えたのである。出版産業の確立を機に、改革へ向かう教皇庁との関係は一体どのようなものだったのだろうか。

発展を続ける出版産業に対し、教皇庁は禁書目録で規制を図る。一方、政府の態度は比較的穏やかであった。しかし一五四〇年代から変化を始め、一五六〇年代になると規制へと動きだし、一五九〇年代に再び保護へと向かう。この変化の背景には、常に教皇庁との複雑な関係がある。出版産業を巡るヴェネツィアと教皇庁の関係、特に禁書目録に関する問題には個々の出版社の動きが深く関わっている。そこで筆者は、ヴェネツィア出版社の中でも特にジュンティ家を取り上げる。彼らは十六世紀ヨーロッパ宗教书出版市場をほぼ独占し、ギルドの中心としてヴェネツィア出版産業を導いた。彼らが深く関わった一五四九年、一五五四／五五年、パウルス四世の禁書目録を中心に彼らの活動と役割



を明確にし、産業の教皇庁に対する姿勢や両者の関係を考察する。

ジュンティは宗教書出版が中心だったため禁書の対象となった書物も少なく、教皇庁や政府に対して従順な出版社だったように思える。しかし禁書目録などの規制には真つ先に抗議を行っている。彼らが抵抗運動を行ったのは経済的理由からである。第一に、規制による出版産業全体の縮小を恐れたということ。第二に、産業全体が宗教書出版に移行することで、自社の利益が減少することを恐れたということ。彼らはギルドの代表として産業保護を行う姿勢を見せる一方で、自社の利益を守ろうという資本家の姿勢を見せた。しかしこの姿勢はジュンティを孤立させ、彼らは徐々に表舞台から姿を消していく。十七世紀に入ると、彼らだけでなくこれまで産業を牽引してきた他の出版社も姿を消し、一つの時代が終わりを告げた。

その後いくつかの禁書目録を経て公布されたクレメンス八世の目録は、裁判権上の問題に発展し、ヴェネツィア、教皇庁間の緊張関係が頂点に達する聖務停止令紛争の一因となった。この事件では、国家の代表たちが小冊子によって共和国の意志を代弁した。ヴェネツィア出版産業は、ここにおいても国家の意思を表明するものとして重要な役割を果たしたのである。

## 宗教集団と地域社会との相互関係に

### 関する言説空間をめぐる研究

——一九三〇年代の美濃ミッション事件を事例として——

地理学専攻 麻生 将

宗教集団と地域社会との諸関係のうち、特に拒絶・排撃といった現象には宗教集団をめぐる言説の変化が大きく関係していると思われる。宗教が受容される過程で生じるこうした現象について言説の変化を考察することで両者のより動態的な関係の変化を捉え、今後の宗教集団と地域社会とのあるべき姿を提唱することを目的とする。

その際、次の二つの空間概念を適用する。

1 言説空間とは、すなわち、様々な言説がせめぎ合う状態の概念である。

2 「第3空間」とは、「場」に関する言説の変遷によって、そこが物理的な「場」であると同時にせめぎあう言説の総体が見出される「非―場」である状態を示す。その中でも特にフーコーが述べた「ヘテロトピア」という概念は、「普通の」社会では同時に存在し得ない「異質なもの」が同時に存在する場所、空間を示す。

本稿は一九三〇年代の岐阜県大垣市において美濃ミッションというキリスト教団の信者による神社参拝拒否をめぐる生じた「美濃ミッション事件」を事例とする。美濃ミッションは社会的弱者・マイノリティに積極的に働きかけ、彼らを保護し、内包していた。この結果、美濃ミッションは周囲から「異質なもの」というまなざしを向けられた。一九三三年、美濃ミッション信者が神社参拝を拒否した結果、軍国主義化、国家神道体制の強化などの背景もあって、

大垣市と周辺地域において大規模な排撃運動が展開した。その際、美濃ミッシオンに対する焼き討ち未遂や日常的な暴力、扇動的な報道、そして参拝拒否児童の停学処分等が生じた。マスメディア、教育関係者、暴力的市民、警察をはじめとする行政関係者といった地域社会の多様な個人・社会集団が様々な言説を生産・消費しながら美濃ミッシオンを拒絶・排撃した。そして事件そのものは数ヶ月で自然に終息した。この「美濃ミッシオン事件」から、次のことが指摘できる。

- 1 マスメディアが言説の媒介、せめぎ合いの舞台として重要な機能を果たしていること。
- 2 事件以前の美濃ミッシオンは日常的でローカルなスケールのヘテロトピアと位置づけられていたこと。
- 3 事件に際して非日常的でナショナルレベルのヘテロトピアと位置づけられたが、それには質・スケールの異なる言説の重なりあいがあることが要因であること。

特に2から3に移行する中で、「社会的存在としての美濃ミッシオン」から「美濃ミッシオンが存在する具体的な場所」に言説が見出されていった。それは二度にわたる焼き討ち未遂や、路傍伝道中の日常的な暴力などの物理的な「場」に向けられたものであることから指摘できよう。また、その言説は異質なものに対するある種の恐怖でもあったと考えられる。なお、その恐怖の言説が一定以上のレベルに達した時、その宗教手段が地域から完全に排除されるという仮説を示しておく。そして宗教集団と地域社会との相互関係は言説や言説空間の変遷によってダイナミックに変化する可能性を指摘することがある程度可能であるということも明らかになった。

## 環境保全型稲作の推進効果と持続可能性

——JAふらのを事例として——

地理学専攻 遠藤 健介

〔目的〕 一九九五年に「新食糧法」が施行され、市場原理に基づいたシステムに移行した。これにより、価格低下が起こり、付加価値を求めため、多くの産地で環境保全型稲作を導入した。その結果、産地として評価の低い付加価値が付きにくい状況になりつつある。また、農業や化学肥料の削減は環境負荷軽減効果があるため、環境面の効果も重要であると考えられる。しかしながら、環境保全型農業の経済面と環境面の両側面を扱った研究はほとんどみられない。

これらを踏まえた上で本研究は、北海道のJAふらのを事例として、①環境保全型稲作導入の経緯と取り組み概要、②取り組み農家の経営状況から、どのような要因（地域・年齢・規模・導入時期・栽培方法など）によって経済面と環境面の推進効果に違いが出て、それらがどのように持続可能性に影響を与えているかを明らかにすることにより、今後の日本の環境保全型稲作のあり方を検討することを目的とする。

〔方法〕 研究方法としては、役場や農協などの関係機関への資料収集・聞き取りのほか、環境保全型稲作（「YEStclean」）に取り組んでいるJAふらのの管内の農家全戸五一七戸（上富良野町一七三戸、中富良野町二四七戸、富良野市九七戸）へのアンケート調査を行った。アンケート調査は、二〇〇五年十月中旬に送付し、十一月十五日で、直接郵送により行った。アンケート項目は、おおまかに、農家の属性、環境保全型稲作への取り組み状況、経済面と環境面の推進効果、今

後の取り組み（持続可能性）に関する設問から成り立っている。

「結果」 本稿では、JAふららにおける環境保全型稲作の導入の経緯、実態、効果、持続可能性について検討を行ってきた。結果をまとめると以下のようになる。

JAふららにおける環境保全型稲作の導入は、一九八八年の旧中富良野農協の取り組みまで遡る。米余りの時代を迎えていたことが背景にあり、産地として生き残るためには「売れる米作り」への転換が必要ということであった。それに加えて、集団で環境保全型稲作を行うことは将来的に面的広がり可能性を持たせたものであった。この中富良野町における取り組みは、この取り組みが二〇〇一年の農協合併を機に、最も先進的であった中富良野町のものに統一され、現在に至っている。

取り組みの特徴として、導入時期が早かった中富良野町において、自発的に環境保全型稲作を導入するなど意欲が高い農家が多く、生産面でも収量が高いなど優位性がみられた。

推進効果を経済面と環境面から検討した結果、経済面は収入が減少した農家が大半で、推進効果はほとんどないどころか逆効果であったが、環境面は導入時期が早い農家、稲作単作農家、取り組み面積が大きい農家を中心に効果が現れた。これらをもとに持続可能性を検討したところ、推進効果が持続可能性に大きく関係していることが明らかになった。

それゆえ、環境保全型稲作を導入し持続させていくには、推進効果が現れやすい条件下で取り組んでいく必要があると思われる。したがって、JAふららにおける取り組みのように集団で面的取り組みを行なうことは、付加価値がほとんどつかない厳しい状況下においても、環境面の効果が経済面の不利を補い、環境保全型稲作の持続可能性に大きな影響を与えている。この点で、この取り組みは今後の日本の環境保全型稲作の存立形態として重要であろう。

## 近世京都における旅人の参観の特徴

——旅日記や紀行文の分析を中心に——

地理学専攻 廣瀬優也

近世に入ると社会が安定し、街道が整備され、また経済が発達したことで、旅に出ることが比較的容易になった。近世社会の構成員として大多数を占めていた農民は、封建的規制により旅に出ることが制限されていたが、農民たちは、社寺参詣を隠れ蓑として旅に出ていた。なかでも社寺参詣の目的地としては伊勢神宮が最も多く、伊勢参宮と共に、京都、大坂、奈良など上方を周遊する旅人が多くあった。特に京都は、集中する社寺や、公家屋敷、禁裏が存在し、近世においても旅人の重要な参観地であったことが考えられる。

近年、旅日記を利用し、旅人の実際の参観経路を复原する研究が盛んに行われており、都市における参観に関する研究も、江戸、鎌倉、奈良において行われているが、旅人の重要な参観地であったと考えられる京都においては十分な研究成果が挙げられているとはいえない。そこで本研究では、旅日記や紀行文を使用して、近世の旅にはどのような背景があり、またどのように行われていたかという点について、京都における参観を中心に明らかにする事を目的とした。

近世における伊勢参宮を目的とした参観は、その経路によって「伊勢参宮型」、「西国巡礼型」の二つの目的に分類することができ、それぞれの目的によって参観経路が異なっていた。京都における参観は、主に東山、洛中の参観が中心であった。その参観は、御所、公家屋敷、二条城といった公家に関連する場所と、

社寺の参観が中心であり、芝居を見たり、西陣、島原といった町並みを見物した旅行者は少なかった。旅の主目的による参観場所の大きな差異はみられないが、「西国巡礼型」旅行者の場合は、京都参観の後、亀山（現亀岡市）に向かうため、嵯峨を参観する割合が高くなっていた。

参観経路や参観地の決定には、講による伝承が大きな役割を持っていた。旅人は、以前の講による旅行で著された旅日記や紀行文を参考に旅を行い、また講同士の情報交換もされていたと考えられる。一方で名所案内記については、土産物として、あるいは今後の旅の参考の爲として購入され、名所案内記を実際に持ち歩いて旅を行うことは少なかったと考えられる。

参観場所は、講や旅人自身によって決定されていたが、一方で参観地までの道のりや、参観地の由緒を説明する案内人も存在していた。また、京都においては、参観や巡礼を目的として、京都を訪れる旅人を対象とした宿が存在し、宿泊の他に案内人の派遣や、土産物などの荷物を運ぶ窓口としての役割をもっていた。これらの宿は、主に宿泊を専門とし宿泊者を選ばなかった宿場町の宿とは異なる性格を持っていた。以上のように、近世における京都参観は、旅を支える構造があったからこそ成立していたと言う事ができる。

## 被差別部落における「部落産業」の成立過程と展開

——大阪府南部の農村部落での故繊維回収業を例にして——

地理学専攻 南 紀史

### 〔研究目的〕

本研究の目的は、明治期以降の農村部落における部落産業について、工業と雑業に分類し、双方の業種・業態における被差別部落民の就労活動を通じて、その成立過程と展開の一般化を試みることにある。

これまで地理学や隣接学科では、被差別部落で成立した工業を「部落産業」と位置づけ、低賃金や危険をともなうことなど、この産業に関わる差別の実態把握が研究されてきた。しかしながら、地理学では対象となる地域の扱いが重要な問題となり、先行研究がほとんど存在しない。一方、社会学や経済学の分野では、先行研究があるものの、特定の時期における差別性が分析の中心で、産業の立地や存在形態、また、それらをとおしての地域社会の自系列的变化についての分析が重要視されてこなかった。

双方の課題を解決させることで、先行研究の特定の成果が補完できる。それは、地理学では、地場産業や地誌学によって看過されていた地域の再認識、社会学や経済学などでは、業種の差別性と一般性の比較による差別問題の再検討、という二点である。

### 〔対象地域・方法〕

大阪府南部にある被差別部落で行われる故繊維回収業を対象とする。研究方法として、大正7年（一九一八）に作成された大阪府救済課の『部落台帳』を

用いてこの業種に従事する以前の状況を確認した。

次いで、それ以降の故繊維回収業と周辺地域で展開されたタオル産業との関連性を分析するものとして、該当地域の商工名鑑や『工場通覧』『全国工場通覧』、その他郷土資料を用いて、故繊維回収業の分布の変遷を分析した。そのなかで、実際の就労内容を時系列的に分析するために、聞き取り調査を行った。

#### 【結果・結論】

農村部落での部落産業の成立を歴史の変遷からみていくと、概括して零細性・貧困性を持ち備えていると述べる先行研究に対して、異論を唱える必要がある。また、先行研究では一般的地区と比較した際、「被差別部落民の仕事で社会的・経済的に低位である」という結論が部落産業には用いられている。しかし、時系列的にみると、部落工業・雑業ともに中心的立場に位置づけられ、収入面でも一般の職業よりも高かった時期が確認できた。とはいえ、差別のなかから、独力でそのような状況を創出させたので、一般的な地域よりもその歴史の変遷は、ダイナミズムなものであるといえよう。

しかしながら、その変遷については、都市部落・農村部落における複数の事例のなかで、工業・雑業それぞれに従事した被差別部落民の状況についての動態的な分析と、それぞれの地域における彼らの役割の変化についての比較を試みる必要がある。これらの分析を行うことで、部落産業全体における様々な変容過程について、地理学から特定の結論が導き出せるであろう。